附　則

1　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

2　第八号様式の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第三十二号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第六号、第三条第一項及び第六条の二第一項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項の二第一項において準用する同令第十二条の二第一号、同令第十二条の三第一項第六号並びに同令第十二条の四において準用する同令第十二条第三項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国外財産に係る調書の提出等（第十二条―第十四条）」を「第三章　国外財産に係る調書の提出等（第十二条―第十四条）」に改める。

第三条第一項第二号中「所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。次号において同じ。）を有する」を「恒久的施設を有しない」に改め、同項第三号中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に改め、同項第四号中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる」を「恒久的施設（法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。次号において同じ。）を有する」に改め、同項第五号中「法人税法第百四十一条第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に改める。

第四条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項第二号中「に掲げるものを除く。」の下に「以下この号において同じ。）（個人番号を有する者にあっては、当該住所等確認書類及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条に規定する還付された通知カード又は同令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」を加え、同条に次の一項を加える。

6　法第三条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

一　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

二　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われた前号の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第四条第一号の規定により総務大臣が定めるもの

三　第一号の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

第十二条第二項中「共済を含む。」の下に「別表第一及び別表第三において同じ。」を加え、同条第三項第四号中「別表第一において同じ。」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　所得税法第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等及び同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利については、これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものの所在

第十二条第五項中「及び別表第一」を「、別表第一及び別表第三」に、「同表」を「別表第一及び別表第三」に改める。

第十三条の見出しを「（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲）」に改め、同条第三号中「この号」の下に「及び第十六条第三号」を加える。

第十四条の見出しを「（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項）」に改める。

本則に次の一章を加える。

第四章　財産債務に係る調書の提出等

第十五条　財産債務調書（法第六条の二第一項に規定する財産債務調書をいう。第五項において同じ。）には、同条第一項本文の規定に該当する者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）のほか、別表第三に定めるところにより、当該者の有する財産の種類、数量、価額（令第十二条の二第二項に規定する財産の価額をいう。同表において同じ。）及び所在（令第十二条の二第一項において準用する令第十条第一項及び第二項並びに次項において準用する第十二条第二項及び第三項の規定により財産の所在をいう。同表において同じ。）並びに債務の金額（令第十二条の二第二項に規定する債務の金額をいう。同表において同じ。）その他必要な事項を記載しなければならない。

2　第十二条第二項及び第三項の規定は、令第十二条の二第一項の財産の所在について準用する。

3　第十二条第四項の規定は、令第十二条の二第一項において準用する令第十条第二項に規定する財務省令で定める財産について準用する。

4　第十二条第五項の規定は、財産に係る令第十二条の二第二項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額について準用する。この場合において、「第十二条第五項中「第五条第一項」とあるのは「第六条の二第一項」と読み替えるものとする。

5　財産債務調書の書式は、別表第四による。

6　第十二条第七項の規定は、別表第四の書式について準用する。

第十六条　令第十二条の三第一項第六号に規定する財産又は債務に基因して生ずる所得で財務省令で定めるものは、次に掲げる所得とする。

一　財産（法第六条の三第一項に規定する財産をいう。以下この条において同じ。）が発行法人から与えられた所得税法施行令第八十四条の規定が適用される同条各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

二　財産が所得税法施行令第百八十三条第三項に規定する生命保険契約等に関する権利である場合における当該生命保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得

三　財産が特許権等である場合における当該特許権等の使用料に係る所得

四　債務の免除以外の事由により債務が消滅した場合におけるその消滅した債務に係る所得

五　令第十二条の三第一項第一号から第五号まで及び前各号に掲げるもののほか、財産又は債務に基因して生ずるこれらに類する所得

（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項）

第十七条　法第六条の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合における過少申告加算税又は無申告加算税に係る国税通則法第三十二条第三項に規定する賦課決定通知書には、当該過少申告加算税又は無申告加算税について法第六条の三第一項又は第二項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

別表第一の㈥中「価額」の下に「並びに取得価額」を加え、同表の㈠から㈦まで」を「㈠から㈦まで」に、「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」を「保険の契約」に改め、同表の㈦を同表の㈧とし、同表の㈥中「㈨及び㈩」を「㈧及び㈨」に改め、同表の㈤から㈦までを同表の㈥から㈧までとし、同表の㈣の次に次のように加える。

㈤　匿名組合契約の出資の持分	㈠　種類別は、匿名組合の別とする。 ㈡　用途別は、一般用及び事業用の別とする。
㈥　未決済信用取引等に係る権利	㈠　種類別は、信用取引及び発行日取引の別並びに銘柄の別とする。 ㈡　用途別は、一般用及び事業用の別とする。
㈦　未決済デリバティブ取引に係る権利	㈠　種類別は、先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別及び銘柄の別とする。 ㈡　用途別は、一般用及び事業用の別とする。

㈠　匿名組合の別	㈠　種類別、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額	㈠　種類別、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
㈡　用途別		
㈠　信用取引及び発行日取引の別並びに銘柄の別	㈠　種類別、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額	
㈡　用途別		
㈠　先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別及び銘柄の別	㈠　種類別、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額	
㈡　用途別		